

# 工事費内訳明細書の作成に係る留意事項

(令和7年3月18日)

## 1 内訳書の提出が必要な工事

競争入札（一般競争入札または指名競争入札）により実施される建設工事

## 2 内訳書の記入

- (1) 内訳書の様式は、個別の工事毎に、指名通知書と併せて配布しますので、そちらを使用してください。  
提供する様式においては、工事名、工事場所等の基本事項について入力済の状態にしてありますので、会社名（共同企業体の場合は協定書における正式名称）及び積算金額の内訳を記入してください。
- (2) 直接工事費については、工種ごとの金額も記入してください。この際、工種ごとの詳細な内訳が必要となる場合がありますので、十分に注意してください。
- (3) 直接工事費の基本的な工種は入力してありますが、これに分類できない工種がある場合には、必要に応じて行を追加して記入してください。  
ただし、基本的な工種が入力してある行の削除については、行わないでください。
- (4) 内訳書に記入漏れや計算の間違い等があった場合については、入札心得等の規定により無効な入札となりますので、十分に注意してください。

### 【無効な入札の例】

- ・ 工事費内訳明細書の提出が無い
  - ・ 「入札参加者」「工事名」「工事場所」欄が記入されていない又は記入に誤りがある
  - ・ 「金額」欄が記入されていない
  - ・ 各工種の合計金額が「直接工事費」の金額と一致しない
  - ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の合計が「工事費計」の金額と一致しない
  - ・ 「工事費計」の金額と入札書の「入札金額」が一致しない
  - ・ 鉛筆や消えるペン等で記入されており、提出された内訳書の記入内容を消すことが可能である
- (5) 「調整前の積算金額」欄について

令和5年度水道局発注工事において、積算誤りに伴う契約解除が発生し、これを調査する「設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会」が令和6年11月25日付で水道局に対し「調査確認報告書」を提出しました。この中で「情報漏洩等が懸念された場合に、事業者の積算状況を速やかに確認するため、入札時に提出を求めている工事費内訳明細書に積算額の記載を求める」旨の提言がなされたことから、これに対応するため、工事費内訳明細書に「調整前の積算金額」欄を設けることとなりました。

「調整前の積算金額」欄には、入札金額の内訳を「金額」欄に記載するにあたり、自社で使用する積算システム等で積算した金額に調整を加えている場合には、調整前の金額を記載してください。（調整等をしていない場合は、「金額」欄に記載した額と同じ内容を記載してください。）

なお、入札談合に関する情報があった場合等、不正行為が疑われる場合には、入札に参加された方全員から、「調整前の積算金額」欄に記載された額の根拠として、自社で使用する積算システムから出力した積算書等の、詳細な内訳書を提出していただきますのでご注意ください。

※ 「調整前の積算金額」欄については、未記入や記入誤り等があっても無効とするものではありませんが、入札談合や情報漏洩の防止のため、記入にご理解とご協力をお願いいたします。

### 3 入札書の作成にかかる留意事項

入札書に記載する入札金額については、内訳書により積算された金額（税抜価格）となります。

積算された金額には端数が生じる場合があることから、入札書へ記載する際に1万円未満の端数処理（1円から千円の位における切上げ及び切下げ）を行うことは、認められます（具体的な例は、別紙のとおり）。ただし、この端数処理以外の理由により積算金額と入札金額が一致しない場合は、無効な入札となりますので、十分に注意してください。

### 4 契約締結後における詳細な内訳書の提出

- (1) 入札参加時に内訳書の提出が必要な案件の落札者となった方は、契約締結後において、いわき市財務規則第138条及びいわき市工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、あらためて詳細な内訳書を提出する必要があります。
- (2) 当該内訳書の様式は、市ホームページにおいて提供しますので、ダウンロードして使用してください。
- (3) 当該内訳書には、設計図書の本工事費内訳書の区分に従い、金額が一式計上でなくなるレベルまで記載してください。

### 5 再度の入札における内訳書の取扱い

初度の入札の結果、落札者が決定せず、ただちに再度の入札を実施した場合の内訳書の取扱いについては、次のとおりとなります。

- (1) 再度の入札においては、内訳書の提出は求めない。
- (2) 再度の入札により落札者が決定した場合において、契約締結後に提出する詳細な内訳書については、落札した入札金額に応じた内訳書を提出するものとする。

工事費内訳明細書（初度入札時提出）の記入例

の枠内を記入してください。  
記入漏れや計算の間違い等がある場合には、無効な入札となります。

「調整前の積算金額」欄には、入札金額の内訳を「金額」欄に記載するにあたり、自社で使用する積算システム等で積算した金額に調整を加えている場合には、調整前の金額を記載してください。（調整等をしていない場合は、「金額」欄に記載した額と同じ内容を記載してください。）

基本的な項目は、既に入済となっています。

工 事 費 内 訳 明 細 書

商号又は名称 ○○建設(株)

工 事 名		工 事 場 所		工 期 ( 予 定 )					
○○○○工事		いわき市○○○○ 地内		令和○○年○○月○○日から 令和○○年○○月○○日まで					
名 称	名 称 内 容	材 料 (学 力)	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額 (円)	摘 要	調整前の積算金額 (円)
直接工事費							57,680,000	A=B+C+D	57,680,000
	○○工			1	式		17,680,000	B	17,680,000
	○○工			1	式		34,800,000	C	34,800,000
	○○工			1	式		5,200,000	D	5,200,000
共通仮設費							2,301,200	E	2,301,200
現場管理費							5,502,320	F	5,502,320
一般管理費等							4,702,111	G	4,702,111
<b>工事費 計</b>							<b>70,185,631</b>	H=A+E+F+G	
消費税				10	%		7,018,563	I=H×10% 円未満切捨て	
							4,194	J=H+I	
								<b>入札金額</b>	

分類できない工種がある場合には、必要に応じて行を追加して記入してください。  
ただし、基本的な工種が入力してある行の削除については行わないでください。

「工事費 計」欄に端数調整後の金額を記入しても有効な入札となりますが、端数調整以外の理由により金額に相違がある場合には、無効な入札となります。

入札金額は工事費と同額又は端数調整後の金額を記入してください。  
端数調整以外の理由により金額に相違がある場合には、無効な入札となります。

**【端数処理の例】**

積算金額 70,185,631 円（税抜）の場合

(正しい例)

- 70,185,630 円（円の位で切下げ）
- 70,185,700 円（十円の位で切上げ）
- 70,185,000 円（百円の位で切下げ）
- 70,190,000 円（千円の位で切上げ）
- 70,180,000 円（千円の位で切下げ）

(誤った例)

- × 70,200,000 円（万円の位で切上げ）
- × 70,100,000 円（万円の位で切下げ）
- × 70,000,000 円（十万円の位で切下げ）
- × 70,185,650 円（切下げ、切上げ以外の処理）
- × 70,183,000 円（切下げ、切上げ以外の処理）

**入 札 書**

(第 1 回)

令和○年○月○日

いわき市長 様

入札人 住 所 いわき市○○○○○○○○○  
商号又は 名称 ○○○株式会社  
氏 名 代表取締役 ○○○○ 代表取締役印

私は、次のとおり工事を請け負いたいため、いわき市財務規則を遵守し入札します。

入 札 金 額	十 億	百 万	千	円
	¥	7	0	1
			8	5
				6
				3
				1

工 事 名 ○○○○○○○○○○工事